

# ねんさん通信

## 年金の請求をお忘れではありますか？

お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。

### 1 年金の加入期間が25年未満の方へ

○年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など  
○生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

### 2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

○70歳になっても、年金は自動的には支払われません。

○年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

### 3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

○「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。

○片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

### 4 厚生年金の加入期間のある方で「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

○厚生年金の加入機関が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

### 5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

○現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。

○給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。



### 年金給付に関する、よくある『誤解による相談事例』

年金事務所などによせられた、年金給付に関する単純な誤解や勘違いによる質問の中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得をいただいた事例を紹介します。

#### ◇65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金

65歳になった際に「支給額変更通知書」が送られてきましたが、老齢厚生年金の額が減っているのは、なぜでしょうか？ 65歳になった時に届く「年金決定通知書・支給額変更通知書」の変更理由欄に「65歳に達したため老齢厚生年金を受給する権利がなくなりました。」と記載されてましたが、年金がもらえなくなってしまうのですか？

#### 引き続き受給できます！

「特別支給の老齢厚生年金」は65歳に達すると、その受給権は消滅し、同時に新たに65歳からの「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の受給権が発生します。実質年金額が下がっているわけではなく、「特別支給の老齢厚生年金」の内訳であった「報酬比例部分」及び「定額部分」の金額が、65歳からはそれぞれ「老齢厚生年金」、「老齢基礎年金」として支給されます。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または幌延町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。